

14文科施第431号
平成15年 3月20日

大臣官房会計課長
大臣官房文教施設部長
各国立学校長
各大学共同利用機関長
大学評価・学位授与機構長
国立学校財務センター長 殿

文部科学省大臣官房文教施設部長
萩原 久和
(公印省略)

国立学校における民間資金等の活用による建築物及びその附帯施設
の整備等事業に関する入札に係る総合評価落札方式について

このことについて、予算決算及び会計令第91条第2項の規定に基づく財務大臣との協議が別紙のとおり整ったので、通知します。

国立学校における民間資金等の活用による建築物及びその附帯施設の整備等
事業に関する入札に係る総合評価落札方式

適用範囲

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第2項に規定する特定事業のうち、国立学校設置法第2条第1項に規定する国立学校の用に供する建築物及びその附帯施設の整備等に関する事業であって、PFI法第6条の規定に基づき選定された事業の実施に当たり、入札者の提示する事業計画事項（施設の建設、維持管理及び運営その他の事業計画に関する事項をいう。以下同じ。）によって、事業費の差異に比して、その整備の水準等に相当程度の差異が生ずると文部科学大臣が認める事業に係る契約を締結しようとする場合に適用する。

落札方式

- 1 入札者に価格及び事業計画事項をもって申込みをさせ、次の各要件に該当する者のうち、「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
 - (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - (2) 入札に係る事業計画事項が、入札公告及び入札公示（これらに係る入札説明書又は技術資料作成要領を含む。以下「入札公告等」という。）において明らかにした事業計画事項の要求要件（以下「選定要件」という。）のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。
- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

総合評価の方法

- 1 事業計画事項の評価方法については、次のとおりとする。
 - (1) 評価の対象とする選定要件については、当該事業の目的・内容に応じ、事務・事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。
 - (2) 必須とする項目については、各項目ごとに最低限の要求要件を示し、この要求要件を満たしていないものは不合格とし、要求要件を満たしているものには基礎点を得点として与え、更に、最低限の要求要件を超える部分について評価に応じ得点を与える。
 - (3) 必須とする項目以外の項目については、各項目ごとに評価に応じ得点を与える。
 - (4) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。
 - (5) 事業に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額（以下「補償費等の支出額等」という。）を評価する場合においては、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。
- 2 価格及び事業計画事項に係る総合評価は、入札者の申込みに係る事業計画事項の各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格（補償費等の支出額等を評価する場合においては、入札価格にその費用を加算した価格。）で除して得た数値をもって行う。

その他

この落札方式による場合には、落札決定に当たって総合評価による旨及びその方法を入札公告等において明らかにするものとする。